

住民票広域交付事業の終了（事務委託廃止）について

1 検討の経過及び事業の方向性

平成 11 年 9 月 1 日から厚木市、愛川町及び清川村（厚木愛甲まちづくり研究会）で実施してきました住民票の写しの相互交付（以下「住民票広域交付事業」という。）につきまして、事業の終了（事務委託廃止）に向けた検討を行ってきました。また、今年 3 月にパブリックコメントを実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

こうした経過を踏まえ、市町村長が出席する令和 4 年度厚木・愛甲まちづくり研究会総会において、住民票広域交付事業の今後の方向性について協議した結果、住民票広域交付事業を終了することで合意しました。

つきましては、地方自治法に基づく事務委託の廃止について、令和 4 年厚木市議会第 4 回会議（9 月定例会議）に議案を提出するものです。

2 事業終了（事務委託廃止）の理由

住民票広域交付事業については、厚木市、愛川町及び清川村における広域連携による取組として、住民の利便性の向上に寄与してきました。

しかしながら、令和 3 年度の総交付件数は 72 件となっており、交付件数が最も多い平成 14・15 年度の 201 件と比較すると 129 件、64.1%減少しています。また、住民票広域交付事業のために導入している機器が更新時期を迎えているとともに、I SDN 回線のサービス終了が予定されていることなど、今後、投資的な経費が必要となってきます。

こうした現状を踏まえ、今後の住民票広域交付事業の在り方について検討を行った結果、現在は、住民基本台帳ネットワークシステムによる全国的な広域交付や土曜開庁、マイナンバーカードによるコンビニ交付など、住民票を取得することができる複数の手段が確保されていることから、住民票広域交付事業を終了することで市民生活に大きな影響を及ぼすことがないと判断し、住民票広域交付事業を終了（事務委託の廃止）するものです。

なお、住民票広域交付事業終了後においても、自治体 D X 推進計画に基づく取組の推進や住民票の写し取得方法の継続的な周知、コンビニ交付の交付率の向上を図るための利用方法の周知とマイナンバーカードの普及促進に継続的に取り組むこととします。

3 今後の手続きスケジュール

日程	内容
9月	令和4年厚木市議会第4回会議（9月定例会議）に事務委託廃止に係る議案を提出
10月上旬	・協議、規約廃止の手続き ・告示、都道府県知事への届出
10～12月	周知期間
12月31日	住民票広域交付事業の終了（事務委託廃止）